

(FC18) 建設用ロボット委員会規則

平成3年1月31日	修 正
平成11年7月22日	〃
平成18年5月9日	改 正
平成23年11月18日	一部改正
2020年3月13日	〃

(目的)

第1条 建設用ロボット委員会(以下、「委員会」という)は土木学会の目的に従い、建設分野における情報化・自動化・ロボット化を推進し、建設システムの高度化を図り、もって新たな社会基盤整備に寄与することを目的とする。このために、国内外の関連学協会との連携を図り、国際的な視野にたった幅広い活動を行う。

(活動)

第2条 委員会は、上記の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 建設分野における情報化・自動化・ロボット化に関する研究および資料の収集や情報交換を行う。
- (2) 建設用ロボット、建設システムに関する関連学協会との研究連携を行う。
- (3) 建設用ロボット、建設システムに関する国際的な研究連携を行う。
- (4) 建設用ロボット、建設システムの高度化に関する事例研究を行う。
- (5) 建設用ロボット、建設システムに関する刊行物の企画や編集等を行う。
- (6) 講演会、討論会、講習会、シンポジウム、研修会、見学会等を開催する。
- (7) ホームページを通じて、委員会の活動内容を土木学会会員に開示する。
- (8) 広く社会に対し、建設用ロボットをはじめとする先進技術を発信する。
- (9) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長若干名、幹事長1名を置く。
- 3 委員長経験者は委員会顧問として委員会に出席できる。

(委員長、委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長は、土木学会会員より選出する。

- 2 委員長は委員会で選出される。副委員長および幹事長は委員の中から委員長が選任する。
- 3 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副委員長および幹事長の任期は委員長の在任期間とする。
- 5 委員は委員長が関係分野を広く網羅して選任する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員長は委員を解任、または委員の役職変更を指示することができる。ただし、その場合理由を委員会で説明しなければならない。

(運営)

第5条 委員会等の運営は次のとおりとする。

- (1) 委員会
 - 1) 委員会は委員長が招集する。

- 2) 委員会は年2回以上開催する。
- 3) 委員会は、会を円滑に運営するために幹事会を置くことができる。
- 4) 委員会は、特定の分野を専門的に議論するために小委員会および特別小委員会を置くことができる。

(2) 幹事会

- 1) 幹事会は、委員会活動を円滑に運営するために必要な諸業務を行う。
- 2) 幹事会は幹事で構成する。
- 3) 幹事は、委員長と副委員長に相談の上、委員の中から幹事長が選任する。
- 4) 幹事の任期は幹事長の在任期間とする。
- 5) 幹事会は別に定める幹事会運営細則に従って活動する。

(3) 小委員会

- 1) 小委員会は、建設用ロボットおよび建設システムに関する特定の分野についての調査研究を行う。小委員会の成果は委員会に報告し、シンポジウムや学会誌などで情報発信を行う。
- 2) 小委員会は小委員会委員で構成する。
- 3) 小委員会には、小委員長1名、副小委員長若干名を置く。また、小委員会活動を円滑に行うために、必要に応じて事務局長を置くことができる。
- 4) 小委員長は、委員の中から委員長が選任する。副小委員長および事務局長は、小委員長が選任し、委員会に報告する。
- 5) 小委員会の委員は、それぞれの小委員会の特質に応じて小委員長が選任し、委員会に報告する。この際、小委員会委員は、小委員会活動を活性化させるため、委員会委員、土木学会会員以外からも選任することができる。
- 6) 小委員会の小委員長、副小委員長、事務局長、委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7) 小委員会は小委員長が招集する。
- 8) 小委員長は委員会に出席して研究成果を報告する。

(4) 活動計画および予算

委員会は、土木学会委員会規程第9条の規定および理事会の決定に従い「活動計画書および予算」を作成し、11月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(5) 活動報告

委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い「活動報告」を作成し、4～5月には部門担当理事を経て会長に提出する。

(6) 成果の報告

委員会は、土木学会委員会規程第8条の規程に従って、毎年度、活動成果を理事会に報告するとともに、学会誌や土木学会ホームページ等を通じて会員等へ公表する。

7) 活動年度

委員会等の活動年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この変更内規は、平成3年1月31日から施行する。

附則 この変更内規は、平成11年7月22日から施行する。

附則（平成 18 年 5 月 9 日 理事会議決） この内規は昭和 58 年 7 月 11 日より適用されてきた「建設用ロボット委員会内規」の趣旨を受け継いで作成したものであり、平成 18 年度から適用する。

附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則（2020 年 3 月 13 日 理事会議決） この変更規則は 2020 年 3 月 13 日から施行する。